

株式会社秋田建築確認検査機関

# 性能評価業務約款

(契約の締結)

- 第1条 申請者(以下「甲」という。)及び株式会社建築確認検査機関(以下「乙」という。)  
は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及びこれに基づく命令を遵守し、この約款  
(申請書及び承諾書を含む。)及び「株式会社建築確認検査機関性能評価業務規程(以下  
「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)  
を締結する。
- 2 この契約は、甲が乙に申請書を提出し、乙が甲に承諾書を交付したとき、承諾書を発行  
した日をもって、締結がなされたものとする。ただし、乙が申請書に承諾印を押印し、  
その写しを甲に交付した場合は、乙の承諾印が押印された申請書の写しをもって承  
諾書に代えることができる。この場合の契約締結日は、乙が承諾印を押印した日とする。

(責務)

- 第2条 乙は、善良な管理者の注意をもって、承諾書又は乙の承諾印が押印された申請書に  
定められた業務(以下「業務」という。)を次条に規定する期日(以下「業務期日」と  
いう)までに行い、甲に対し、性能評価書又は性能評価をしない旨の通知を発しなけれ  
ばならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じな  
ければならない。
- 3 甲は、乙に対し、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)(以下「規則」と  
いう。)第11条の2の3の規定に基づき算定され、承諾書又は乙の承諾印が押印され  
た申請書に定められた額の手数料を、請求の日から1ヶ月を経過する日(以下「支払期  
日」という)までに支払わなければならない。
- 4 甲は、乙から提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 乙が提出された書類のみでは業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うた  
めに必要な追加書類又は当該業務の対象の実物その他これに類するものの提出を請求  
した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に提出しなければならない。
- 6 乙が審査中に規程に基づく業務方法書に示された基準に照らして提出図書に関する是  
正事項を指摘した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他  
必要な措置をとらなければならない。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)の定めると  
ころによる。

(業務期日)

- 第3条 乙の業務期日は、第1条第2項の契約終了の日から6ヶ月を経過する日とする。

- 2 乙は前条に掲げる業務について、乙の責に帰すことができない事由等やむを得ない事情によって、第1項に定める業務期日までに完了することができない場合には、甲に対し、その理由を明示のうえ、業務期日の変更を請求することができる。
- 3 前項の規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときにあつては、乙は業務期日を延期することができる。

(審査中の申請内容の変更)

- 第4条 甲は、乙が第2条に規定する業務を完了する前までに甲の都合により申請内容を変更する場合は、その旨を直ちに乙に通知し、甲乙合意のうえ定めた期日までに乙の変更部分の提出図書を提出しなければならない。
- 2 前項の申請内容の変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初計画の全体の床面積の三分の一を超えた場合など、大幅なものと乙が認める場合にあっては、甲は、当初の申請内容に係る業務の申請を取り下げ、別件として改めて乙に当該業務を申請しなければならない。
  - 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第5条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

- 第5条 甲は次の各号の一にあたるときは、乙に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく第2条に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、又は完了の見込みがないとき
  - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
  - 3 第1項の契約解除の場合、甲は手数料の返還を乙に請求することができる。
  - 4 第2項の契約解除の場合、乙は手数料を甲に返還しない。

(乙の解除権)

- 第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく第2条3項に規定された支払期日までに手数料を納入しない場合
  - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正が

されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は甲に手数料を返還しない。

(甲乙の責任)

第7条 甲乙は、第5条および前条の規定による契約の解除もしくはこの契約に基づく法律行為により損害を受けた場合において、第2条3項の規定に基づき甲から乙へ支払われた一申請あたりの手数料の額を限度として相手方に損害賠償請求できるものとする。ただし、次の各号のいずれかにあたる時、乙は一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書に誤記等の不備があり、それに基づいて乙の性能評価業務が行われたとき。
- (2) 乙に故意又は重大な過失がなく、性能評価を行った構造計算プログラムのバグ等乙の予見不可能な事情により乙の性能評価業務に誤りが生じたとき。

(秘密保持)

第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成29年6月1日より施行する。